

○狛江市青少年問題協議会設置条例

昭和51年4月1日条例第11号

改正

平成12年12月21日条例第57号

平成25年3月29日条例第15号

平成26年3月31日条例第1号

狛江市青少年問題協議会設置条例

(趣旨)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)  
第1条の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し調査審議するため、市長の附属機関として狛江市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者

15人以内

(2) 関係行政機関の職員

5人以内

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選した者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（委員等の任期に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に狛江市青少年問題協議会の会長及び委員である者の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成26年5月9日までとする。